

エネルギー価格高騰対策 事業者支援給付金(中小企業者向け)

趣旨

電気・ガス等のエネルギー価格高騰による影響を受けている中小企業者に対し、事業継続を支援するため、給付金を支給します。

支給条件

詳しくは市ホームページをご覧ください



- ①市内で事業所を有し、申請時点で企業経営を行っていること
- ②令和4年分の確定申告または市・県民税申告(法人の場合は、法人市民税の確定申告)をしており、令和4年中の年間売上額が120万円以上である中小企業者(一部業種等を除く。詳しくは裏面をご覧ください。)
- ③令和4年度の市税等に滞納がないこと
- ④給付金の支給後も事業活動を継続する意欲があること

給付金額

個人

2万円

法人

6万円

申込期間

令和5年6月12日から9月29日まで

※当日消印有効

提出書類

個人

- ①給付金支給申請書
- ②令和4年分の確定申告書
または市・県民税の申告書の写し
- ③青色申告決算書
または収支内訳書の写し

法人

- ①給付金支給申請書
- ②直近の事業年度の
法人市民税確定申告書の写し
- ③法人事業概況説明書の写し

申込み・問合せ先 十和田市農林商工部商工観光課

〒034-8615 十和田市西十二番町6番1号

TEL:0176-51-6773 FAX:0176-22-9799

E-mail: shokokanko@city.towada.lg.jp

業種等の支給要件

- ①中小企業者又は特定非営利活動法人、一般財団・社団法人、学校法人、公益財団・社団法人、商工会議所、協同組合等であること。
- ②対象業種に該当すること。

主な対象業種	対象外業種
<ul style="list-style-type: none">・製造業、卸売業、小売業・運送業、建設業・サービス業(宿泊、理美容、浴場、旅行、娯楽、広告、学習支援、情報通信等)・飲食業・病院、診療所・介護施設、児童保育施設・漁業、林業、狩猟業・保険媒介代理業、保険サービス業・宅地宅建取引業、不動産仲介業・その他対象外業種以外の業種	<ul style="list-style-type: none">・農業・金融業、保険業・不動産貸付業、貸家業、駐車場業・内職等の家内労働者、保険外交員、集金人、電力量計の検針員その他これらに類するもの・性風俗産業

- ③以下の項目に該当しないこと
 - ・宗教、政治、経済、文化等の非営利事業及び団体(NPO 法人は除く)
 - ・暴力団
 - ・法人格を持たない任意団体

よくある主な質問(Q&A) ※ホームページには、その他の質問も掲載されております。

- Q.本社が市外ですが、対象になりますか。
A.本社が市外であっても、市内に事業所がある場合は対象となります。
- Q.いつまでに開業していれば対象になりますか。
A.申請時点で開業している場合は対象となりますが、月売上が 10 万円以上必要であることから、ご確認の上、申請してください。
- Q.同一法人が、複数回申請することは可能ですか。
A.複数回の申請はできません。
- Q.複数の事業所がある場合でも、給付額は6万円(2万円)ですか。
A.複数の事業所がある場合でも、給付額は1事業者あたり6万円(2万円)です。
- Q.他の給付金を受けていても対象となりますか。
A.農業者向けのエネルギー価格高騰対策事業者支援給付金を受給している場合または受給対象の場合は、対象となりません。
他の給付金を受けていても対象となります。
- Q.副業として事業を行っている場合は、対象となりますか。
A.確定申告において当該収入を事業収入として申告している場合は対象となります。